

閲覧期間 指名停止措置の日から期間が終了するまで
(令和8年9月16日まで)

指名停止措置に関する調書

1 指名停止措置業者

住 所 (本 社) 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
(支 社) 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号
商号又は名称 前田建設工業株式会社

2 指名停止措置期間

令和8年8月17日 ~ 令和8年9月16日 (1か月間)

3 事実の概要

前田建設工業(株)の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の一般競争入札を巡り、自社が有利になる評価基準案を市幹部に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与したことが明らかになった。

4 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第9号に該当する。
従って、本件については、指名停止1か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第9号の抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

・適用